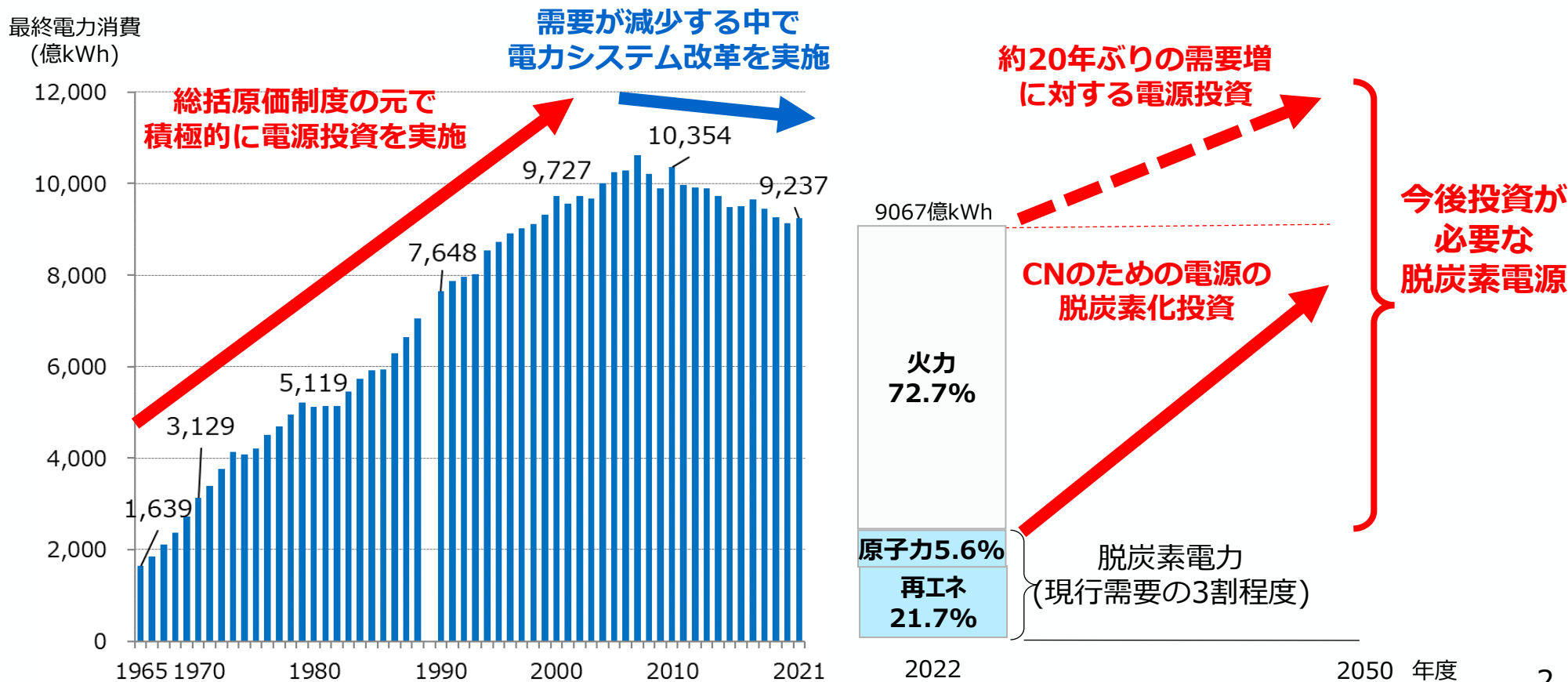


# 地域と共生した再エネの導入に向けて

2026年4月 資源エネルギー庁

# 脱炭素電源投資の重要性

- 半導体工場の新規立地、データセンター需要に伴い、**国内の電力需要が約20年ぶりに増加していく見通し。****2050CNに向けた脱炭素化**とあいまって、**大規模な電源投資が必要な時代に突入。****これまでの電力システム改革時には必ずしも想定されていなかった状況変化**が生じている。
- 脱炭素電源の供給力を抜本的に強化しなければ、脱炭素時代における電力の安定供給の見通しは不透明に。  
※電力広域的運営推進機関は、2024年度から29年度にかけて電力需要が年率0.6%程度で増加する見通しを公表（2024年1月）。



# データセンターや素材産業の国内立地には豊富な脱炭素電源の確保が急務

- **次世代の競争力を支えるデータセンターや、日本が強みを持つ素材産業などの国内立地には、豊富な脱炭素電源の確保が急務。** 米国IT企業は、サプライチェーン全体でのカーボンフリー化を進めていく考えであり、日本国内に立地する半導体工場の成否は、脱炭素電源を確保できるか否かにかかっている。
- 化石燃料の輸入による赤字（2023年度約27兆円）に加え、**デジタル収支の赤字が近年拡大。** 国内にデータセンターがなければ、デジタル収支は更に悪化。また、データの海外依存で経済安保上の懸念も拡大。

## 【世界をリードする企業は脱炭素電源を重視】

### Microsoft（米）

- マイクロソフトは生成AIに不可欠なデータセンターの整備等のため日本に2年間で4400億円を投資する方針を発表。
- 同社は全ての電力消費をカーボンフリー電力で賄うという野心的な目標を設定。



(出所) Microsoft資料

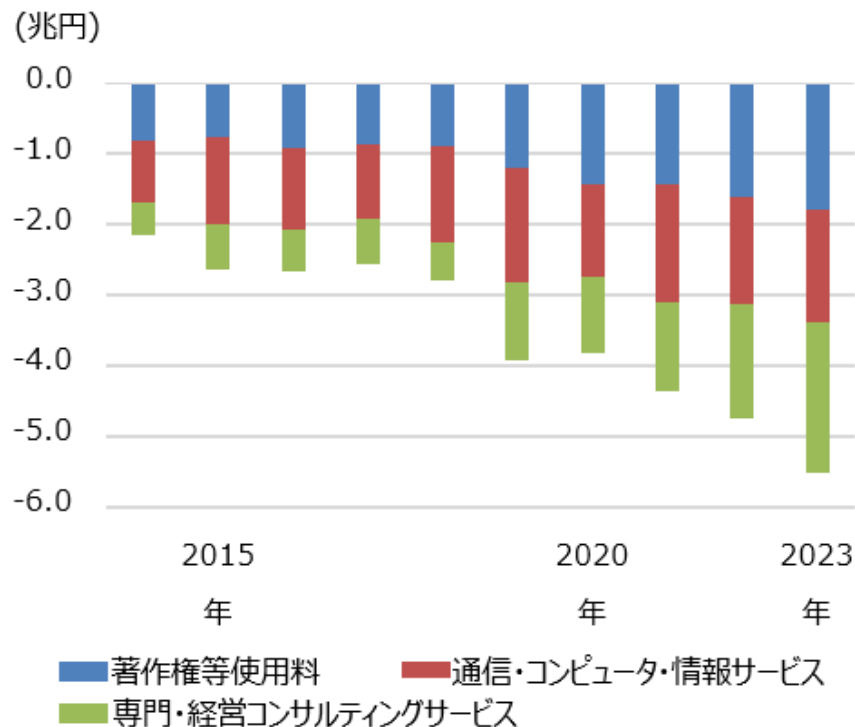
### Amazon（米）

- 日本における生成AIなどの普及に伴いデータセンターの増設などに2023～27年の5年で約2.3兆円を投資。
- アマゾン・ウェブ・サービスは、2024年3月、テキサス州・ヒューストンに拠点を置く米タレン・エナジー社より、ペンシルベニア州東部の原子力発電所直結のデータセンターを買収。



サスケハナ原子力発電所と隣接するデータセンター

## 【デジタル分野のサービス収支の赤字が拡大】



(出所)日本銀行「国際収支統計（時系列統計データ 検索サイト）」を元に作成

# 再生可能エネルギーの導入に向けた課題

- 再生可能エネルギーについては、**地域共生を前提**に、国民負担の抑制を図りながら、**主力電源化を徹底し、最大限の導入拡大**に取り組む。
- 他方、再エネ導入にあたっては、**我が国のポテンシャルを最大限活かす**ためにも、**以下の課題を乗り越える必要**がある。

## ① 地域との共生

- ✓ 傾斜地への設置など安全面での懸念増大。
- ✓ 住民説明不足等による地域トラブル発生。
- ⇒ **不適切なメガソーラーへの対策など地域との共生に向けた事業規律強化が必要**

## ② 国民負担の抑制

- ✓ FIT制度による20年間の固定価格買取によって国民負担増大（2025年度3.98円/kWh）。
- ✓ 特にFIT制度開始直後の相対的に高い買取価格。
- ⇒ **FIPや支援の重点化など、更なるコスト低減が必要**

## ③ 出力変動への対応

- ✓ 気象等による再エネの出力変動時への対応が重要。
- ✓ 全国大での出力制御の発生。
- ✓ 再エネ導入余地の大きい地域（北海道、東北など）と需要地が遠隔。
- ⇒ **地域間連系線の整備、蓄電池の導入などが必要**

## ④ イノベーションの加速とサプライチェーン構築

- ✓ 平地面積や風況などの地理的要件により新たな再エネ適地が必要。
- ✓ 太陽光や風力を中心に、原材料や設備機器の大半は海外に依存。
- ✓ 技術開発のみならず、コスト低減、大量生産実現に向けたサプライチェーン構築、事業環境整備が課題
- ⇒ **ペロブスカイトや浮体式洋上風力、次世代型地熱などの社会実装加速化が必要**

## ⑤ 使用済太陽光パネルへの対応

- ✓ 不十分な管理で放置されたパネルが散見。
- ✓ 2030年半ば以降に想定される使用済太陽光パネル発生量ピークに計画的な対応が必要。
- ✓ 適切な廃棄のために必要な情報（例：含有物質情報）の管理が不十分。
- ⇒ **適切な廃棄・リサイクルが実施される制度整備が必要**

# 地域でトラブルを抱える再エネの増加



# 太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議

- 太陽光発電事業における地域との共生をより一層確保するべく、新エネルギー政策を所管する資源エネルギー庁、環境政策を所管する環境省、そして、太陽光発電事業の実施に当たって様々な公益との調整を行う各種の関係法令を所管する関係省庁との間で、緊密な連携を図り、脱炭素政策に必要な対応を検討するため、「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議」を設置。
- 参加省庁：経済産業省、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、総務省

## 第1回（9月24日）の開催概要

- 依然として太陽光発電事業について地域との共生上の課題が生じている事例がみられている中で、引き続き、関係省庁間の連携を強化し、適切に対応していくことが必要である点を確認。
- 太陽光発電事業に係る現状や課題を踏まえ、各省庁において、改めて、必要な対応について検討いただくとともに、次回以降の本連絡会議において各省庁よりご報告いただくこととした。

## 第2回（10月29日）の開催概要

- 関係省庁から、現在の検討状況について報告あり。
- 全国的な太陽光発電事業に係る課題に関し、各種の具体事例に照らし、関係法令がどのように適用され、対応がなされるのかを整理し、当該対応により、様々な公益との調整が効果的・実効的に図られるかについて、更に検証する必要性を確認。

## 第3回（12月22日書面開催）の開催概要

- 「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ（案）」を議論し、連絡会議としてこれを了承。

我が国において、国富流出の抑制やエネルギー安全保障の観点から、再エネを始めとする国産エネルギーの確保が極めて重要。DX・GXの進展によって電力需要の増加が見込まれる中で、産業の競争力強化の観点から、再エネや原子力などを最大限活用していくことが重要。

太陽光発電は、導入が急速に拡大した一方、様々な懸念が発生。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

## 1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

### ①自然環境の保護

- ◆ 環境影響評価法・電気事業法：環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化【環境省、経済産業省】
- ◆ 種の保存法：生息地等保護区設定の推進、希少種保全に影響を与え得る開発行為について事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等を検討【環境省】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者丁寧に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】
- ◆ 自然公園法：湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について釧路湿原国立公園の区域拡張【環境省】

### ②安全性の確保

- ◆ 森林法：許可条件違反に対する罰則、命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化【農林水産省】
- ◆ 電気事業法：太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、第三者機関が構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを創設【経済産業省】
- ◆ 太陽光発電システム等のサイバーセキュリティ強化のため、送配電網に接続する機器の「JC-STAR」ラベリング取得の要件化【経済産業省】

### ③景観の保護

- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】

※ その他、土地利用規制等に係る区域の適切な設定、開発着手済みの事業に対する関係法令の適切な運用、FIT/FIP認定事業に対する交付金一時停止等の厳格な対応、太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保等を実施。【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省 等】

## 2. 地域の取組との連携強化

- ◆ 地方三団体も交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を設置【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】【再掲】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者丁寧に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】【再掲】
- ◆ 地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】【再掲】
- ◆ 「関係法令違反通報システム」による通報や「再エネGメン」における調査について、非FIT/非FIP事業も対象に追加【経済産業省】

## 3. 地域共生型への支援の重点化

- ◆ 再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】
- ◆ 次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】
- ◆ 望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】
- ◆ 国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定【環境省】
- ◆ 長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進【経済産業省】

# メガソーラー対策パッケージの各施策の実行状況（令和8年3月末時点）

## 1. 不適切事案に対する法的規制の強化

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <b>【環境影響評価法・電気事業法】</b><br>環境影響評価の対象見直し・実効性強化【環境省、経産省】 | ▶ | <ul style="list-style-type: none"><li>・1月に検討会を設置し、これまでに計3回開催。</li><li>・今国会中に検討結果をとりまとめ、政令等を改正予定。</li></ul>       |
| <b>【文化財保護法】</b> 事務連絡の発出【文科省】                          | ▶ | <ul style="list-style-type: none"><li>・自治体における事業者対応時の留意事項を整理した事務連絡を3月末に発出予定。</li></ul>                           |
| <b>【自然公園法】</b> 釧路湿原国立公園の区域拡張【環境省】                     | ▶ | <ul style="list-style-type: none"><li>・関係自治体等と具体的な拡張区域について調整中。</li><li>・令和8年度中の区域拡張を目指す。</li></ul>               |
| <b>【森林法】</b> 林地開発許可制度の規律強化【農水省】                       | ▶ | <ul style="list-style-type: none"><li>・4月1日から、許可条件違反に対する罰則や命令に従わない者の公表等を新たに規定した改正森林法の施行と併せて一部許可基準等を改正。</li></ul> |
| <b>【電気事業法】</b> 保安規制の強化【経産省】                           | ▶ | <ul style="list-style-type: none"><li>・3月24日、改正法案を閣議決定。</li></ul>  |
| <b>【景観法】</b> 景観法の活用促進【国交省、農水省、環境省】                    | ▶ | <ul style="list-style-type: none"><li>・改正景観法運用指針及び景観法活用マニュアルについて、4月中に公表予定。</li></ul>                             |

## 2. 地域の取組との連携強化

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <b>「再エネ地域共生連絡会議」</b> の設置<br>【経産省、環境省、総務省】 | ▶ | <ul style="list-style-type: none"><li>・3月18日に、地方三団体を交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を開催。</li><li>・4月14日に、全国の自治体職員を対象とした連絡会議を開催し、情報提供を行う予定。</li></ul> |
| <b>「全省庁横断再エネ事業監視体制」</b> の構築<br>【経産省】      | ▶ | <ul style="list-style-type: none"><li>・「関係法令違反通報システム」や「再エネGメン」について、非FIT/非FIP事業も対象に追加するべく、令和8年度予算案に関連予算を計上。</li></ul>                             |

# メガソーラー対策パッケージの各施策の実行状況（令和8年3月末時点）

## 3. 地域共生型への支援の重点化

**再エネ賦課金**を用いた FIT/FIP 制度の支援  
【経産省】

- ・事業用太陽光発電（地上設置）について、令和9年度以降、FIT/FIP 制度の支援の対象外とする方針を決定。
- ・3月末に省令・告示改正済み。

**次世代型太陽電池**の開発・導入の強化  
【経産省、環境省、総務省】

- ・公共施設・インフラ空間特化型ペロブスカイト太陽電池の開発・実証のため、GI基金事業の取組拡充を3月6日に決議。また、タンデム型太陽電池の研究開発支援において、2者を採択。
- ・需要家向けの導入支援事業を開始。
- ・政府部門における導入目標策定に向けてペロブスカイト太陽電池に関するポテンシャル調査を実施（関係省庁と調整し、令和8年度中に目標策定予定）
- ・ペロブスカイト太陽電池導入にかかる新たな地方財政措置（令和8年度実施予定）について、地方公共団体に周知。

**屋根設置**等の地域共生が図られた導入支援への重点化

【経産省・環境省・国交省・農水省】

- ・令和8年度の審議会で、支援の重点化を行う対象等を検討。
- ・事業者が、工場等における屋根への太陽光発電設備の導入目標等を作成し、屋根への太陽光発電設備の設置状況及び設置余地等を国に報告する制度を構築するため、省エネ・非化石転換法省令を改正済み（令和8年4月1日施行）。

**望ましい営農型太陽光**の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農水省】

- ・検討会等を通じ、望ましい取組の明確化や、不適切な取組への厳格な対応に向けた制度のあり方について、検討中。

**国等の再エネ電力調達**における対応【環境省】

- ・3月13日、環境配慮契約法基本方針の変更を閣議決定。地域共生が図られない発電施設からの電気調達を避ける旨を規定。国・自治体の調達担当者向けに今後実務上の準備の上周知予定。
- ・既に金融機関や企業向けにも取組を呼びかけているところ。